

市川市市民マナーサポーターに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例（以下「市民マナー条例」という。）の推進と健康都市市川の実現を図るため、地域での啓発活動を積極的に企画・実施する等、市民マナー条例の推進をサポートする者を市川市市民マナーサポーターと称し、その者に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 本市に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は本市に滞在し、若しくは本市を通過する者をいう。
- (2) 公共の場所 道路（沿道の植栽及び側溝を含む。）、公園、広場、水路その他これらに類する公共の用に供する場所をいう。
- (3) 吸い殻 たばこの吸い殻をいう。

(呼称)

第3条 市川市市民マナーサポーターの呼称は、マナーサポーターとする。

(マナーサポーターの数)

第4条 マナーサポーターの数は、250名以内とする。

(委嘱)

第5条 マナーサポーターは、本市に在住、在勤、又は在学する者から市長が委嘱する。

(マナーサポーター証の交付)

第6条 市長は、マナーサポーターに市川市市民マナーサポーター証（様式1）を交付する。

(公募)

第7条 市長は、マナーサポーターの全部又は一部を公募することができる。

(任期)

第 8 条 マナーサポーターの任期は、2 年とする。ただし、市長が定める任期
の中途から委嘱されたマナーサポーターの任期は、市長が別に定める期間と
する。

2 マナーサポーターは、再任されることができる。

(任務)

第 9 条 規則第 5 条第 1 項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとす
る。

- (1) 市民等に対しマナー向上の啓発を積極的に行なうこと。
- (2) 清掃活動を積極的に行うこと。
- (3) 前 2 号に規定する活動に関する計画書及び報告書を市に提出すること。
- (4) 吸い殻の放置が多い公共の場所を市に報告すること。
- (5) 公共の場所の吸い殻を定点観測し、報告書を市に提出すること。
- (6) 市が開催する会議及び研修会等に参加すること。
- (7) その他市民マナー条例の推進に協力すること。

(研修会等)

第 10 条 市長は、市とマナーサポーターが相互に情報交換等を行い、マナー
サポーターの活動を促進するための研修会を必要に応じて開催する。

(啓発物品等の貸与等)

第 11 条 市長は、啓発活動に必要な物品等をマナーサポーターに貸与するも
のとする。

(解嘱)

第 12 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、マナーサポーター
を解嘱することができる。

- (1) マナーサポーターが辞任を申し出たとき
- (2) マナーサポーターがその任務を全うすることができないと市長が認め
るとき
- (3) その言動がマナーサポーターとしてふさわしくないと市長が認めると
き

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が解嘱する特別の理由があると認める
とき

(事務)

第13条 マナーサポーターに関する事務は、市民部市民安全課において処理
する。

(報償金)

第14条 市長は、マナーサポーターに対し、報償金として、1時間の活動当
たり1,000円を支給する。ただし、1月当たり2,000円を上限とす
る。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、マナーサポーターに関し必要な事項
は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

様式 1 （第 6 条関係）

マナーサポーター証

（表）

No.	
市川市市民マナーサポーター証	
氏 名	
上記の者は、市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する 条例の推進を図る市川市市民マナーサポーターであることを証明する。	
年 月 日	
市川市長	
有効期限	年 月 日

（裏）

< 注意事項 >	
1	本マナーサポーター証は、他人に貸与し、又は譲渡しないこと。
2	本マナーサポーター証は、活動時に必ず携帯すること。
3	本マナーサポーター証を紛失し、又は甚だしく破損したときは、直ちに 届け出て再交付を受けること。
4	本マナーサポーター証は、マナーサポーターを辞めたときには、 必ず返還すること。